

過誤申立について

「過誤処理」とは、既に支払が確定した請求情報に誤りがあることが判明した場合に給付実績（請求明細書等）を取り下げることです。

過誤を行う場合、サービス提供事業所は市町村等に「過誤申立」を依頼します。

過誤申立を依頼した請求情報について、内容を修正し、正しい請求を行う必要がある場合は再請求を行います。

過誤処理には「通常過誤」と「同月過誤」の2通りの方法があり、概要については以下のとおりです。

●過誤の概要●

項目	内容
過誤	既に支払が確定した請求明細書等に対し、給付実績を取り下げの場合に用いる。
通常過誤	請求明細書等の取下げのうち、市町村等による過誤の申立の翌月以降に、当該過誤対象を修正した請求明細書等が再度事業所から提出される過誤、又は再請求がない過誤のこと。
同月過誤	請求明細書等の取下げのうち、市町村等による過誤の申立と同月に、当該過誤対象を修正した請求明細書等が再度事業所から提出される過誤のこと。

参考：平成31年4月版国民健康保険中央会 「請求事務ハンドブック」

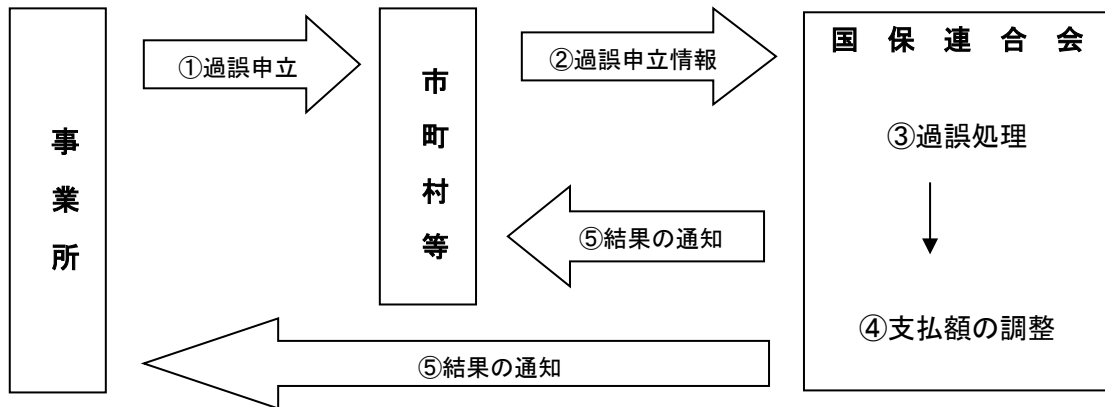
●過誤申立書情報に入力する「過誤申立事由コード」の構成●

様式番号（上2桁）	申立理由番号（下2桁）
10：介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）	01：台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
11：訓練等給付費等明細書（様式第三）	02：請求誤りによる実績取下げ
12：地域相談支援給付費明細書	09：時効による市町村申立の取下げ
21：計画相談支援給付費請求書	11：台帳誤り修正による事業所申立の実績取下げ
30：特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書	32：提供実績記録票誤りによる実績の取下げ
50：地域生活支援事業明細書	33：上限の誤りによる実績取下げ
41：障害児通所給付費・入所給付費等明細書	90：その他の事由による台帳過誤
60：障害児相談支援給付費請求書	99：その他の事由による実績の取下げ
70：特例障害児通所給付費等明細書	

引用：平成31年4月版国民健康保険中央会 「請求事務ハンドブック」

通常過誤

通常過誤にかかる処理の概要を説明します。



- ① 事業所は「返戻等一覧表」において請求明細書が返戻されていないことを確認したうえで、該当市町村等に過誤申立を依頼します。
- ② 市町村等は毎月11日から14日頃までに「過誤申立書」情報を国保連合会に送付します。
- ③ 国保連合会は市町村等から送付された「過誤申立書」情報に基づき、給付実績の取下げ処理を行います。
- ④ 国保連合会は過誤処理月に事業所が請求した請求額から支払額を調整します。
- ⑤ 国保連合会は「障害福祉サービス費等過誤決定通知書」を市町村等及び事業所に送付します。

通常過誤処理に係る相殺イメージ

過誤処理 : 令和3年1月処理

過誤取下げ金額 : 20万円

令和3年1月通常請求額(令和2年12月サービス提供分) : 100万円

令和3年1月請求
に対する支払額
100万円

—

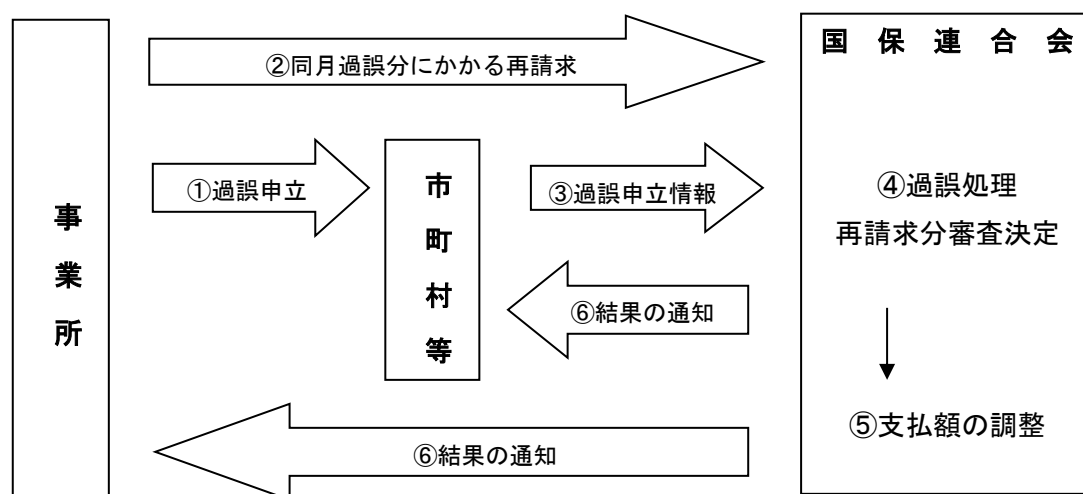
令和3年1月過誤処理
による取下げ額
20万円

=

令和3年2月の
支払額
80万円

同月過誤

同月過誤にかかる処理の概要を説明します。



- ① 事業所は「返戻等一覧表」において請求明細書等が返戻されていないことを確認したうえで、該当市町村等に過誤申立を依頼します。
- ② 事業所は同月過誤申立を依頼した請求明細書等を再作成（修正）し、過誤処理を行う月の10日までに通常請求分と併せて提出します。
- ③ 市町村等は毎月1日から3日頃までに「過誤申立書」情報を国保連合会に送付します。
- ④ 国保連合会は市町村等から送付された「過誤申立書」情報に基づき、給付実績の取下げ処理を行い、事業所からの同月過誤分に係る再請求分を審査決定します。
- ⑤ 国保連合会は過誤処理月に事業所が請求した請求額と合わせて、支払額を調整します。
- ⑥ 国保連合会は「障害福祉サービス費等過誤決定通知書」を市町村等及び事業所に送付します。

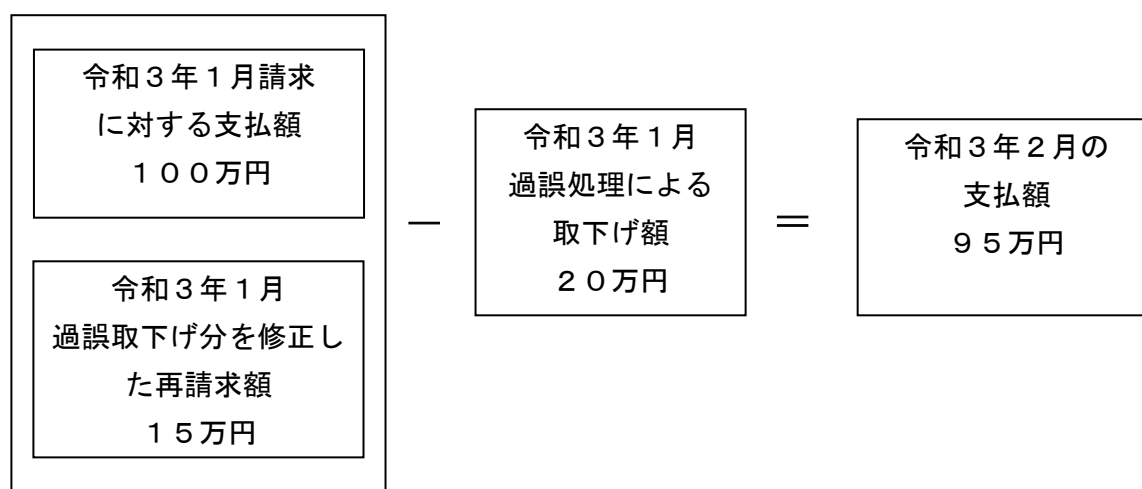
同月過誤処理に係る相殺イメージ

過誤処理 : 令和3年1月処理

過誤取下げ金額 : 20万円

過誤取下げ分を修正した再請求金額 : 15万円

令和3年1月通常請求額(令和2年12月サービス提供分) : 100万円



※過誤処理の注意事項

一度に多数の過誤申立を行った場合、過誤処理による取下げ額が、事業所の支払額を上回り、支払額がマイナスになる場合があります。

このような場合、同月過誤をすることで差額分だけの調整を行うことができます。

また、同月過誤を行ったにも関わらず、過誤処理による相殺額が支払金額を上回り、マイナスになった場合は、サービス提供事業所、市町村等、国保連合会の三者で、必要に応じ対応を協議します。

過誤申立の際には、事業所側で金額も含め十分御確認いただいた上で、市町村等へ提出し、処理月を調整されますようお願いいたします。